

正誤表

買いたい新書3『1日10分地方自治法 第4次改訂版』中、下記の箇所に誤りがありました。正しくは下線部分が追加となります。お詫びして訂正いたします。

記

88頁 §21 専決処分 問題1

誤) 議会を招集したものの、定足数に達しないため議会が成立しないとき、長は、副知事、副市長の選任の同意を除き専決処分を行うことができる。

正) 議会を招集したものの、定足数に達しないため議会が成立しないとき、長は、副知事、副市長、指定都市の総合区長の選任の同意を除き、専決処分を行うことができる。

89頁 解答1

誤) 正しい(法179条①)。平成24年の法改正により、副知事、副市町村長の選任の同意は、専決処分の対象外とされた。

正) 正しい(法179条①)。平成24年の法改正により、副知事、副市町村長の選任の同意は、専決処分の対象外とされた。さらに、平成26年の法改正により設置された指定都市の総合区長が対象外に加えられた。

91頁 解説4 専決処分の対象

誤) 法179条に基づく専決処分の対象は、副知事、副市長の選任同意を除き、議会の議決事件すべてに及ぶ。ただし、長の不信任議決などは、事案の性質上、専決処分することはできないとされている。

正) 法179条に基づく専決処分の対象は、副知事、副市長、指定都市の総合区長の選任同意を除き、議会の議決事件すべてに及ぶ。ただし、長の不信任議決などは、事案の性質上、専決処分することはできないとされている。

169頁 解答2

誤) 誤り。特別区の議員の上限は56人を超えない数である(法281条の6)。

正) 誤り。特別区の議員の上限は条例で定める(法90条、283条)。

169頁 解答3

誤) 正しい(法281条の7)。平成10年の法改正で追加された。代わりに、都の調整条例制定権は廃止された。

正) 正しい(法281条の6)。平成10年の法改正で追加された。代わりに、都の調整条例制定権は廃止された。